

令和2年2月12日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 港湾・海岸課
伊勢市都市整備部 監理課

不法係留船対策を進めています!!

～第15回勢田川等水面利用対策協議会を開催～

勢田川(宇治山田港)等に許可なく係留されている多数の不法係留船に対し、『勢田川等水面利用対策協議会』では、対策として係留場所の確保と不法係留船等の撤去を行っています。

このたび、今年度2回目の協議会を開催し、**対策の実施状況についての報告及び今後の不法係留船対策についての協議**を行います。

○勢田川においては、かつて約950隻(平成22年1月時点)もの不法係留船が存在し、洪水の流下阻害、流出した場合の河川管理施設への損傷、油漏れによる水質事故等を引き起こすといった問題がありました。

○そこで、平成21年に地元自治会、漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を発足し、「不法係留船ゼロ」とする目標を掲げて「Ⅰ 係留場所の確保増」と「Ⅱ 係留対象船の減」を両輪とした対策を推進しています。

これらの対策により、不法係留船は、74隻(令和2年2月時点)と大幅に減少しています。

○このたび協議会を開催し、簡易代執行の実施(所有者不明棧橋の強制撤去)等の前回協議会以降の取り組みについての報告及び「係留場所の確保増」や「係留対象船の減」にかかる今後の取り組みについての協議を行います。

1. 日時 令和2年2月19日(水) 14:00～15:30
2. 場所 三重県伊勢庁舎 (伊勢市勢田町628番地2) 4階 401会議室
3. 本協議会は原則公開で行います。一般傍聴可。
(事前に申込用紙にて下記FAXまで申し込みをお願いします。)
4. 配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、伊勢記者会
5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川占用調整課長 寺田 広和(てらだ ひろかず)
保全対策官 藤澤 彰(ふじさわ あきら)
TEL:059-229-2218(河川占用調整課)
FAX:059-229-2231
メール:cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

会場位置図



三重県伊勢庁舎
(伊勢市勢田町628番地2)

勢田川等水面利用対策協議会の設立目的

協議会は、勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港における水面・水際の良好な船舶等の係留環境の促進・整備等を行うことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進を図ることを目的としています。



第14回勢田川等水面利用対策協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会 構成団体

宇治山田港湾整備促進協議会
NPO法人社みなとまち再生グループ
伊勢湾漁業協同組合
伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
伊勢市大湊町振興会
伊勢市神社港自治会
伊勢市下野町自治区
伊勢市通町自治会
伊勢市一色町自治会
伊勢市田尻町会
伊勢市二見町今一色区自治会

三重県 県土整備部 港湾・海岸課
三重県 伊勢建設事務所
伊勢市 都市整備部
伊勢警察署 生活安全課
鳥羽海上保安部
国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
国土交通省中部地方整備局 河川部
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

協議会では下記区域を対象としています。

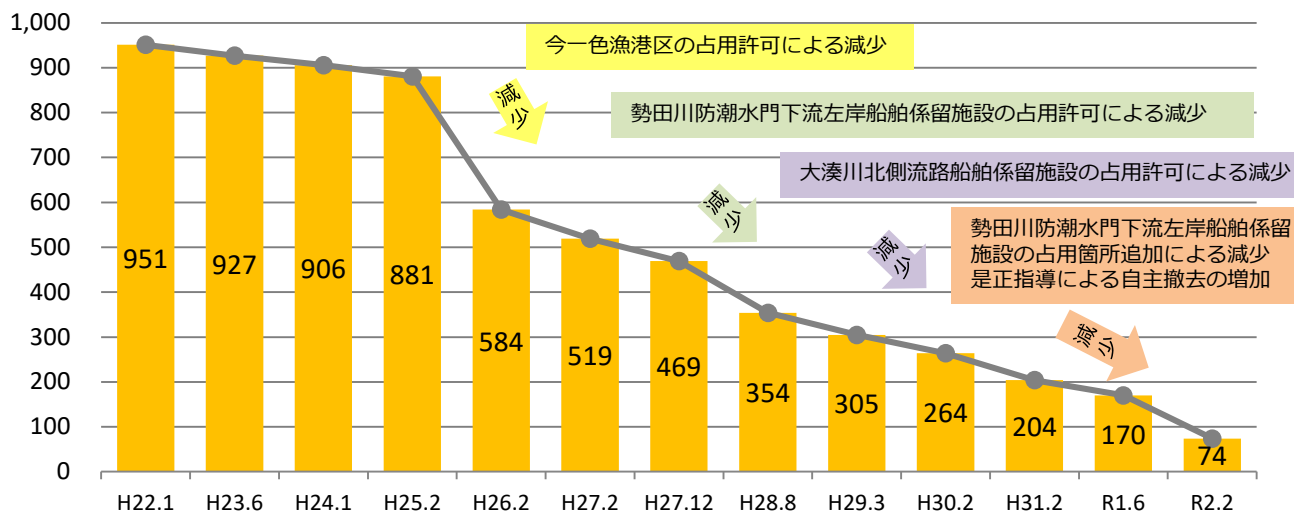


五十鈴川・大湊川・勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

勢田川不法係留船の減少の状況 (伊勢市一色町地先)



協議会のこれまでの取り組みにより、平成22年1月に951隻あった不法係留船は、令和2年2月現在74隻まで減少しています。



宛先：国土交通省 三重河川国道事務所 河川占用調整課

勢田川等水面利用対策協議会 担当 宛

FAX:059-229-2231

メールアドレス：cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

申 込 用 紙

申込期限：令和2年2月18日(火)12時まで

第15回勢田川等水面利用対策協議会

日時：令和2年2月19日(水)14:00～15:30

場所：三重県伊勢庁舎 4階 401会議室(伊勢市勢田町628番地2)

社名：

担当者氏名：

連絡先：

人数： 人
